

施策評価シート （評価対象年度：平成30年度）

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	3 権利擁護の強化	② 施策番号	4602
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 地域福祉の推進		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	障害福祉課		

2. 施策の現状把握

〔1〕施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	ひとり暮らしや認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある人等
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	財産管理や福祉サービスの適切な利用。虐待の防止。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	平成23年に「障害者虐待防止法」が成立し、平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正された。また、同年には「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月から施行され、ますます、権利擁護の取り組みが重要になっている。

〔2〕施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 実利用者数 計算式	人	実利用者数を指標とすることで利用者数の推移を把握できる。
② 計算式		
③ 計算式		

指標名	単位		H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考
① 実利用者数	人	目標値						
		実績値	1,030	810	877	—	—	
		達成率						
②		目標値						
		実績値						
		達成率						
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

〔3〕施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価		今後の方向性
1	障害者相談支援事業	実利用者数	人	721	777	—	42,146	43,086	43,967	A	イ b	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						42,146	43,086	43,967			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより貢献。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	実利用者数は、平成29年度に減少したが、平成30年度は少し増加しており、相談利用について一定の需要がある。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	虐待の防止及び権利擁護の事業は障害者総合支援法に基づく市町村事業である。また、泉南市自立支援協議会において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。しかし、協議会の機能がまだ十分に生かされていない。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	虐待の防止及び権利擁護を図る上で適正と考える。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され、今後ともますます障害者相談支援支援事業を特に重点化する必要があると考える。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	C	成果指標である相談者数は減少の傾向も見られたが、一定数確保されている。 多様化する相談内容に対応できるよう体制整備の検討、適切な相談を通じた権利擁護に向けた取組を進める必要がある。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	平成30年度から令和2年度までの第5期障害福祉計画の進捗を管理する。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	令和2年度中に第5次障害者計画及び第6期障害福祉計画を策定する。
中長期的対応 (3~5年をめどに取り組む改善案)	地域生活支援の拠点等の整備及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等の体制整備を行う。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	C	障害者に対する相談支援を通じた権利擁護への取組が適切に実施されている。 今後の多様化する相談内容への適切な対応を通じた権利擁護への取組が引き続き適切に実施されるよう、計画的に体制整備を進められたい。	